

○ 金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）

改 正 案	現 行
<p>第1章 金融商品取引法</p> <p>金商法第2条（定義）関係</p> <p><u>(トークン化された合同会社等の社員権が電子記録移転権利から除かれる場合)</u></p> <p><u>2-2-3 金商法第2条第2項第3号に掲げる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。以下2-2-3において「トークン化された合同会社等の社員権」という。）は、原則として金商法第2条第3項に規定する電子記録移転権利に該当するが、例外的に定義府令第9条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は電子記録移転権利から除かれる。同項第2号はトークン化された合同会社等の社員権に関して、当該社員権を有する者が社員となる合同会社等の社員権の全てが同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合を電子記録移転権利から除くものであるところ、同号ロへの該当性等については、次の点に特に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>トークン化された合同会社等の社員権の内容自体は出資額を超える収益の配当又は財産の分配を伴わないものであっても、当該社員権に付帯して物品やサービスその他経済的に評価できるものを提供することにより実質的に出資額を超える収益の配当又は財産の分配を行うような場合は同号ロには該当しない。</u></p> <p>(2) <u>合同会社等の社員に対して、トークン化された合同会社等の社員権とは別にユーティリティトークンやガバナンストークン等のトークン（以下2-2-3において「別トークン」という。）を発行する場合、実態として「別トークン」がトークン化された合同会社等の社員権に係る現物での収益の配当又は財産の分配に該当する場合があることに留意する。</u></p> <p>(3) <u>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきではあるが、次のいずれかの場合には原則として「別トークン」がトークン化された合同会社等の社員権に係る現物での収益の配当又は財産の分配には該当しないものと考えられる。</u></p> <p>① <u>合同会社等の社員の地位と明確に区別されて発行される場合（「別トークン」の対価の支払が合同会社等の社員としての出資とは明確に区別されている場合等）</u></p> <p>② <u>職務執行の対価として発行される場合（職務執行の対価としての実態を伴うものであり、その発行される「別トークン」の内容が出資額又は事業収益に連動しない場合に限る。）</u></p> <p>③ <u>社員以外の者も広く購入できる場合であって、社員と同じ条件で発行される場合</u></p> <p>(4) <u>「別トークン」に合同会社等に係る収益の配当又は財産の分配を受ける権利が付帯されている場合にあっては、実態としてその収益の配当又は財産の分配がトークン化された合同会社等の社員権に係る収益の配当又は財産の分配に該</u></p>	<p>第1章 金融商品取引法</p> <p>金商法第2条（定義）関係</p> <p><u>(新設)</u></p>

当するのであれば、その収益の配当又は財産の分配を含め、出資額を超える収益の配当又は財産の分配を行う場合には同号口には該当しない。なお、「別トークン」に合同会社等に係る収益の配当又は財産の分配を受ける権利が付帯されている場合には、「別トークン」それ自体が集団投資スキーム持分（金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利）に該当する可能性があることも留意する。

- (5) トークン化された合同会社等の社員権につき値上がり益が生じる合理的な根拠がないにも関わらず値上がり益があることを殊更に強調して勧誘行為を行う場合は金商法第157条（不正行為の禁止）又は第158条（風説の流布、偽計等の禁止）の違反となり得ることに留意する。